

令和4年6月8日

小・中学校保護者 様

鎌倉市教育委員会

### 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（お知らせ）

日ごろより本市の教育行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、マスクの着用について、文部科学省から夏季を迎えるにあたり改めて留意点が示されたことを踏まえ、本市の学校継続ガイドラインを再度確認していただくとともに、マスクの着用が不要の場合の留意点をまとめましたので、お知らせします。

なお、マスクの着用は引き続き基本的な感染症対策であることに変更はありません。

#### 【学校継続ガイドラインの記載】 2-(2)-ウ

学校生活においては、十分な距離が保てる場合や食事の除いて、教職員、児童・生徒もマスクを着用します。

ただし、次の場合には感染症対策をしたうえで、マスクを外します。

- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外で活動する場合（登下校を含む）
- ・上記のほか熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
- ・体育の授業やその他の活動における運動時

マスクを外す指導にも関わらず、児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、気温や活動内容を踏まえて事故防止に留意します。

#### 【マスクの着用が不要な場面の留意事項】

##### ○体育の授業・運動遊びについて

校庭に限らず体育館等を含め、体育の授業や休み時間等における運動遊びの際には、マスクの着用は必要ありませんが、身体的距離を確保するよう留意するなど感染防止対策を講じつつ活動します。マスクの着用が長期化し、マスクを外すことに抵抗感を感じる児童生徒もいることから、自然にマスクを外すことができるよう、熱中症等の健康被害が発生するリスクが高い期間※は、教室や更衣室等にマスクを置いて、会話をせずに活動場所へ移動し、マスクを外して活動するよう指導します。

※「熱中症のリスクが高い期間」を6月～9月末日とします。（5月・10月は気温や湿度等により判断します。）

##### ○運動部活動について

体育の授業に準じて活動します。大会の参加については、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応します。

##### ○登下校時について

熱中症のリスクが高い状況においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先します。

※ 教職員についても、運動時や屋外での作業時等、自らの熱中症のリスクがあると判断する場合はマスクを外して活動します。なお、マスクを外す際は、児童生徒との距離を2m以上確保するとともに、全体指導等大きな声で発声する場合には更に十分な距離を確保するよう留意します。